

+--「願いをつばさに乗せて」-----+

"つばさ" News

十 → 2012 年 12 月 15 日発行 第 20 号 → **十** 本メルマガは、法人後見を行う特定非営利活動法人 よこはま成年後見 つばさの会員及び賛助会員に送信しています。 保護課職員研修の特集号です。

rrrr ------

┌──┐ ┃ 1 **飛翔(巻頭言)** 保護課職員研修会報告 根岸満恵

◎2012 年 11 月 27 日 (火)、「平成 24 年度保土ヶ谷・旭・瀬谷グロック外部講師研修」が保土ヶ谷公会堂で開催されました。定員 100 人の会場は、立ち見が出るほどいっぱいでした。研修会は、保土ヶ谷区・旭区・瀬谷区保護課の主催で、講師は特定非営利活動法人よこはま成年後見 つばさです。参加者は主として 18 区の生活保護担当ケースワーカーです。先輩から後輩に優しく、熱くエールを送りました。次第はつぎのとおりです。

| - | | | | | |
|---|-------|---------------------------|--------|----------|----------------|
| | 主催者挨拶 | | | | |
| | <第一部> | | | | |
| | 講演 | | | | 20 分 |
| | | 後見人から見た生活保護制度 つは | ばさ理事長 | 須田幸隆 | |
| | 実践報告 | <u>-</u> | | | 60分 |
| | | ①在宅生活が限界になりつつある方に |]わって 月 | 藤村清美 | |
| | | ②送り人になって | | 篠崎美代子 | |
| | | 質疑応答 | | | |
| | 休憩 | | | | 10 分 |
| | <第二音 | $\mathbb{K} >$ | | | |
| | | ジウム | | | 50 分 |
| | | ケースワーカーと成年後見人等の連携の実際 質疑応答 | | | |
| | | コーディネーター 須田幸隆 (つばさ理事長) | | | |
| | | シンポジスト | 篠崎美代子 | (つばさ副理事長 | [) |
| | | | 藤村清美 | (つばさ後見業務 | 5担当) |
| | | | 夏目典子 | (ケースワーカー | -) |
| | 閉会の接 | 美 拶 | | | |
| 1 | | | | | |

《須田理事長 後見人から見た生活保護制度》

須田さんから長年の横浜市職員としての経験を踏まえ、先ずは生活保護に従事している ケースワーカーの皆さんに熱いエールがありました。そして、ケースワーカーと後見人と の連携の重要性について語られました。



次に、法人後見と市民後見の重要性です。後見人等の担い手は成年後見制度が開始された当初は8割以上が親族でしたが、現在は55%ほどに減少し、専門職(弁護士・司法書士・社会福祉士等)の第三者後見人が増加してきています。後見の社会化とも言われていますが、本来は地域で支えることが大切であり、その担い手として、今後は法人後見や市民後見がとても重要で「地域で支える」が鍵になるであろうと強調されました。

さらに、昭和 40 年前後に導入されたという横浜市の社会福祉職制度の意義について、つばさ設立の経緯を含めて説明されました。福祉制度改正の提言もこうした中から生まれていることが伺えました。つまり、今回の生活保護法改正のつばさの意見(成年後見人による申請、後見人選任の請求、後見扶助の創設について)は、生活保護に長年関わってきた経験があるからこそ、後見人サイドからの気づきや矛盾点の指摘が可能となるということです。



山田部長 (あいさつ)



定員 100 名の会場 (いっぱい)



須田理事長 (須田節全開!!)

《藤村さん 在宅生活が限界になりつつある方に関わって》

法人後見第1号を担当された藤村さんからの報告は、在宅⇒入院⇒施設入所と短期間に生活態様が目まぐるしく変化された方の事例でした。こうした変化の過程で高齢担当ケースワーカーやケアマネジャー、病院 SW とつばさが連携して対応できたことが重要だったと説明されました。

時系列に経過と対応をお聞きすると、ご本人が救急搬送されたという通報を受け、病院に駆けつけ、入院の手続きや病状を聴取、入院に際しての物品購入や契約と息つく間もないような対応が続いたと思います。また、主のいなくなった自宅の生ゴミ等の処理を業者と契約する、あんしんセンターや区からの引き継ぎ事項をこなす・・などなど。

まだまだ、財産目録や後見計画書の提出などもありました。居住用不動産処分許可申立 や介護保険区分変更申請等の書類関係の提出と生活の変化が同時に起こる事態でしたが、



書類関係は法人で、身上監護は担当者である藤村さんと役割分担できたことで丁寧にご本人に関われたことは法人後見のメリットだと感じたそうです。その他、スーパーバイザーの存在や月1回の業務検討会は、支援の質の向上や課題の解決に向けてチームで対応できる有効性を述べられました。そして、何よりもご本人の安定した日常生活が取り戻せたことが担当者としての喜びであると報告されました。

《篠崎さん 送り人になって》

篠崎さんからは、法人のバックアップがあったので、ご本人の意思(遺志)に沿った埋葬が実現したこと、ケースワーカーとの連携の重要性、後見人は送り人になることもあることから後見開始から終了を意識した支援が必要なことなどの報告がありました。

ご本人が入院されていた病院から急変の知らせを受けてからの対応で、親族へ連絡したが葬儀等執り行う人がいないケースでした。具体的には、親族への連絡後は預貯金の払い戻し、葬儀社との打ち合わせ、霊園へは火葬当日の埋葬の依頼等でした。しかし、墓地の所有者が亡くなった時は、継承手続を済ませないと埋葬はできないという難問にぶつかってしまったそうです。本来は、ご本人が亡くなった時点で後見人の業務は終了します。しかし、相続人がいてもそうした諸々の手続き等ができない場合はどうしたらいいか?誰がするのかという問題があります。成年後見制度がスタートした頃は、親族後見人が殆どだったので、こうした問題はなかったのでしょう。第三者後見が増えていくことが予想される今となっては、死後の事務については法の不備と言わざるを得ないところです。

篠崎さんは、つばさに相談しつばさの理事長と霊園に直接交渉に出向き、霊園側の責任者にご本人の意思(遺志)を伝え、霊園側の心配について対応を提案する形で埋葬の許可を得ることができたそうです。

これも法人であるつばさのバックアップがあったからこその結果だったと篠崎さんは振り返っていました。また、保護担当ワーカーの協力があり、安心して後見活動できたことも報告されました。



藤村さん (易しく語る)



篠崎さん(優しく語る)

《シンポジウム》

シンポジウムでは、つばさの篠崎さん、藤村さん、ケースワーカーの夏目さんに共通してお話いただいたことは、成年後見制度はやはり権利擁護の制度だということでした。その方の生活のことを考えながらお預りしているお金を上手に使うこと、必要な方にはもっ



と普及してほしいこと、知的障がいのある方には後見が必要であること、CW が仕事以上の業務をこなしている実態があること、制度を使って護らなければならない権利があることなどが話され、たくさんの思いのこもったシンポジウムでした。





左から 篠崎さん、藤村さん、夏目さん



命のバトンを紹介 須田さん



ケースワーカーの夏目さん

○会場からの質問

<質問>

・身寄りのない方や親族が拒否している場合、後見人は死後の対応をどの程度してくれる のか?

<回答>

- ・三人の方を見送っている。権限がないけれども対応した。
- ・二人の方を見送っている。使命だと思う。だからこそやりがいを感じる。
- ・任意代理人の立場で行った。現実には放置しておくことはできない。しかし、誰でも対 応するとは限らない。実際に対応できないと言われ、困っているという相談を区から受 けた。
- ・幸いつばさのメンバーには、こうしたことにケースワーカーとしても、後見人としても 沢山の経験がある。

<質問>

・医療同意の事例をお聞きしたい

<回答>

・姉がいたので、医師からの説明を仲介してサインしてもらった。



- ・欄外に説明を受けたと書いた。
- ・本人に説明を仲介した。
- ・同意書にサインせずにカルテに説明を受けたとしてサインした。
- ※ 後見人には医療同意の権限はない。医療同意書に後見人がサインしても意味がない。 重要なことは、被後見人の最善の利益のためにどうするかである。 やむを得ずサインする人もいる。家裁はそれについて、責任は問わないと説明している。
- ※ 順序としては、本人⇒親族に委ねる⇒後見人

《研修会に参加して 根岸満恵》

生活保護法の目的は2つ、1つは最低限度の生活を保障すること、もう1つは自立を助長することです。生活保護制度における自立とは、「経済的自立だけではなく、制度を活用して自立(自律)するということもあるのではないか。自立には自律も含まれている。自立は義務として求められるだけではなく、権利として要求する側面もあるのではないか」という須田さんの言葉で、日本女子大学の久田教授の自立の定義を思い出しました。

「自立とは、誰もが社会の中で、本人の意思や希望、個別のニーズに基づいた最善かつプロフェッショナルな支援をうけながら、人生の主体者として生きること」というものです。 契約時代にあって、権利擁護を推進することの大切さを感じました。

成年後見制度は、法律的な不備があることは否めません。しかし、現時点では、制度を活用できれば護られる権利もたくさんあることを改めて感じました。ケースワーカーと連携することの重要性も事例から学ぶことができました。ご本人に関わる関係機関や地域の方々と協力しあって、チームで支えることで質の高い後見業務が可能となるのだと思いました。

一人一人が生まれも育ってきた環境も状況が違うということは当たり前のことですが、後見人等の業務も100人いれば100通りあって当然なのですから、経験豊富なスーパーバイザーの存在は心強いと思います。法人後見だからできることがたくさんあります。知的障がい者の施設勤務されていた藤村さんが「知的障がい者に後見が必要と感じながら、年齢的に若い障がい者を一人で担うのは難しい」と、しかし法人後見ならそれが可能となります。

そうは言っても、法人後見は全国的にみてもまだまだこれからです。10年前に比べると 着実に増加してきていることも事実です。法人後見を望む声は多いと感じています。

須田さんが言われたように、「司法・行政・民間が一体となって良質の法人を育成していくようなシステムができること」が、誰もが地域の中でその人らしく暮らしていける世の中への道筋になるものと思います。

《ソーシャルアクションの重要性 須田幸隆》

ケースワーカーと後見人との連携~ひとりひとりを大切にした仕事をするために~と題した行政主催の職員研修は、この春先、某芸能人の母親の生活保護受給問題をきっかけにした生活保護受給者やその従事者への尋常でないバッシングの嵐の後、私たちが後輩のケースワーカーにエールを送るために温めてきた企画でした。



100 名定員の会場は立ち見が出る程の大盛況でした。シンポジウムでは現役のケースワーカーもシンポジストとして登場、会場の参加者を交えての質疑応答もあって 3 時間に近い熱心な研修会になりました。最後は、実践報告を行った後見業務に携わる先輩ソーシャルワーカーから後輩ケースワーカーに熱きエールを送って締めくくりました。

巷では、生活保護制度見直しと喧しい議論が横行していますが、私たちは強力なパートナーとしてしっかり地に足を着けて生活保護受給者やケースワーカーを応援していきます。最後に、もう一度皆さんにエールを送ります。皆さんは、昨今の社会状況でとても忙しいと思いますが、一つ一つの事例から制度の不備や矛盾を見逃さず、それを全体の問題に普遍化する、ソーシャルアクションの重要性を忘れないで欲しいと思います。社会福祉こそ、社会を変革する原動力だと私は信じています。

《ケースワーカーと連携して支援ができたら 篠崎 美代子》

生活保護受給者が記録的に増加しており、相談者や困難な課題を抱えている方への対応などに多忙を極めていることと思います。そのような中、成年後見制度の研修に沢山の方に来ていただいたことに関心の高さを感じました。会場からの報告に改めて潜在的なニーズは多く、必要な人に制度が届いていないことも痛感しました。成年後見制度を必要としている人が利用できず権利侵害がある状況は大きな社会問題と思います。

家裁に後見開始の申立てをするまでの負担は大きいですが、この制度を活用することができたらその人らしい生活を支援することができます。生保ワーカーが担っているところを後見人が担える部分もあると思います。連携して支援ができたらさらに支援の幅を広げることができると思います。そして本人に喜んでいただけることがなによりのやりがいに繋がると思います。

私たち法人が来年3月から本格的に踏み出すことができるよう、生活の質に配慮できる 法人後見をめざして体制を整えていきたいという気持ちを強くしました。

《福祉制度に精通した後見人が増えて 夏目典子》

今回の研修には各区から、たくさんの方に参加いただきありがとうございました。成年後見制度への興味、関心の高さを感じることができました。また、法人後見について学びたいという方も多かったかもしれません。法人後見という言葉自体なじみの薄いものと思いますが、研修で理解を深めていただけたのではと思っています。

後見人としての実践報告では、後見人=金銭管理ではないのだということを、実感していただけたのではないかと思います。我々、生保担当 CW は法のしばりの中での対応しかできませんが、後見人は本人の生活の質の向上のために、様々な支援ができるのが強みであると改めて感じました。

今後、福祉の制度に精通した後見人がふえて、生保 CW と連携が取れるようになれば、本人の生活がより豊かなものになっていくことでしょう。後見人の担い手が少なかったり、申立ての煩雑さなどのため、制度利用が進まない現状があると思いますが、何とか改善していかれるとよいですね。また、後見制度をより身近なものにしていく為に、継続的に研修や事例検討会などを開くことができればと思います。

私自身、これまでの経験を生かし何ができるのか考え、みなさんと一緒に取り組んでい



きたいと再認識した研修でした。

<事前質問>

手術等への同意を求められることに対する問題の整理、対処、課題について伺いたいと思います(旭区)

<回答>

よくある質問です。もしかするとケースワーカーも同じような経験をしているかもしれません。実務者としては、とても悩ましい問題です。先ほどの死後の問題と同様に、現行の成年後見制度の不備として指摘されている問題の一つです。

そもそも何故医師が同意を求めるかですが、よく医的侵襲行為と言うではないですか。 たとえ医療行為といえども、それを受容するという同意がない限り刑法上の傷害罪になっ てしまうというのです。同意がその違法性阻却事由になるのです。インフォームドコンセ ント(説明と同意)という考え方に立っているとも言えます。もっとも後日トラブルが生 じた時の責任を回避したいのが医師の本音かもしれません。

「後見人には、同意する法的権限はない」と説明するだけではあまり役立たないないですね。皆、分り切っているからです。また、「後見人は同意しない、医者は同意がなければ手術はしない」という状況を作ってしまっては、当の患者さんから見たら最低です。患者の最善の利益のために、手術に踏み切ってもらわないといけない訳です。後見人の中には、やむなくサインする人もいるようです。サインしたとしても特別責任を問われないとは言われています。

私は、特別養護老人ホームから某病院に入院した全身麻酔を必要とする被後見人さんの胃瘻手術に遭遇しました。食道にするか胃にするか小腸にするかいろいろ方法があったようです。手術の仕方によっては、その後の生活の場が違ってきます。「後見人に同意する権限はない」とする私に、医師は、それは分っています。最後は医師の倫理で手術しますから意見を言ってくださいと求められました。私は、特養をその後の生活の場とする意見をいいます。医師はそれを尊重してくれました。同意書にはサインしませんでしたが、医師から手術の危険性の説明を受けたのは事実ですですから、カルテにはサインをしました。なお、一般的には

- 1. 本人が意思表示できる場合には本人が同意する
- 2. 本人が意思表示できずに親族がいる場合には、その親族に判断を委ねる
- 3. 本人が意思表示できずに親族がいない場合には、後見人が同意書に署名しても法的に は意味がない旨説明して、逆に本人の最善の利益のために手術をしてくださいと依頼 する。



と言ったような対応になるのではないかと思います。

篠崎さんや熊谷さんにも、実際にどうしたか聞いてみました。

<篠崎さん>

医療同意については私の場合は「送り人になって」の事例でありました。主治医から今 後の治療について、食事が摂れなくなってきている。口から充分なものが摂れなくなった 場合、鼻腔栄養か胃瘻の手術のどちらかを考えている。「胃瘻が必要な場合は同意書がい る」という説明を聞きました。それで私から姉に主治医の話を伝え後見人が同意書は書け ないことを話したら、姉は後見人が同意書を書けないことを理解してくれて、名前を書く だけなら同意書を書きますというという返事でした。それを医師に伝え手術の時に姉に同 意書を書いてもらいました。姉は日頃本人については何もできないと言っていて病院から の連絡も拒否していたのですが、後見人が間に入ることで姉も安心して書いてくれたよう に思います。

<熊谷さん>

今までに2回ありましたが、後見人が医師から説明を聞き、「説明を受けました」と署 名しました。本人が署名できる時は、わかりやすく説明して署名をもらいました。後見人 は同意できないことを理解している医師もいますが、署名しなければ治療しないという医 師もいて困りました。医療方針(人工呼吸等)まで聞かれることもあり、普段から本人の 考えや関係者と相談しておくことが必要と思いました。

延命治療をどうするか

別の病院でのことですが、被保佐人さんが入院した時、医師から延命治療をどうするか 保佐人の私が問われました。この場合は、ご本人が十分意思表示できましたので、ご本人 の意思を確かめてくださいと応答しました。医師は、ご本人を呼んで延命治療はすっごく 痛いけどどうしますかと聞いていました。それを聞いて、被保佐人は、「絶対いやです。 止めてください」と応じていました。私が、「自然のままがいいよね」と言葉を挟み、そ れが方針となりました。その後、ご本人は退院して現在は特別養護老人ホームで元気に暮 らしていますが、特養入所時も「自然のまま」がご本人の意思になっています。

3 大空 (会員の声) Face Book での反応

須田幸隆

◎須田幸隆

2012 年 11 月 27 日(火)、ケースワーカーと後見人との連携~ひとりひとりを大切にした 仕事をするために~と題した行政主催の職員研修を開催しました。この春先、某芸能人の 母親の生活保護受給問題をきっかけにした生活保護受給者やその従事者への異常なバッシ ングの嵐の後、私たちが温めてきた企画でした。内容は、

1. 後見人から見た生活保護制度

講演



- 2. 実践報告(2本)
- 3. ケースワーカーと成年後見人等の連携の実際 シンポジウム

100 名定員の会場は立ち見が出る程の大盛況でした。シンポジウムでは現役のケースワーカーもシンポジストとして登場、会場の参加者を交えての質疑応答もあって 3 時間に近い熱気溢れる研修会でした。最後は、実践報告を行った後見業務に携わる先輩ソーシャルワーカーから後輩ケースワーカーに熱きエールを送って締めくくりました。

巷では、生活保護制度見直しと喧しい議論が横行していますが、私たちは強力なパートナーとしてしっかり地に足を着け生活保護受給者やケースワーカーを応援していきます。

○黒田 和代(埼玉)

先日の件、生活保護者の後見申し立てについて、市の介護支援課の理解がなかなか得られないので、頭に来て県庁に電話して「窓口の職員が制度を理解していない。県の責任だ!」と文句を言ったところ、翌日、市役所から、謝罪と申立てに向けて迅速に対応するとの電話をいただきました。この研修、こちらでもやっていただきたいです。資料がありましたら、送っていただけますか?データをメールでも郵送でも結構です。

○須田 幸隆

黒田さん、私たちは昨日成年後見制度利用支援事業と市町村長申立の関係について、横浜 市の所管課と話し合いを行いました。一度横浜に来ては、職員研修のこともあるしね。

○夏目 典子

皆さんのおかげで、無事研修を終わることができありがとうございました。皆さん後見制度への関心はあるけれど、後見人の仕事ぶりを理解している人は少ないと思います。こういう研修を続けることも大事かなと感じました。

○須田 幸隆

夏目さん、ありがとうございました。次は、座学ではなくてケースカンファレンスがいい よ。実務的な。

○夏目 典子

ケースカンファレンスいいですね!定期的に勉強会を開けるとよいですね。

○須田 幸隆

夏目さん、了解です。制度の勉強はそこそこにしてケース診断会議にしよう。先日の研修会の記録をまとめています。力作です。出演者も感想(400字から600字程度)を書いてください。記録は18区に戻します。

○根岸 満恵

須田さん、夏目さん、ありがとうございました。実践的でとても勉強になりました。皆さ



んの福祉に対する温かい思いが伝わる研修会でした。

〇平岡 祐二 (大和)

こうした会をあちこちで共有したいです。TwitterやUstreamを活用出来ないでしょうか。 それぞれが地域で地道に取り組む課題ですが、話題を広げる事で関心も増すと思います。

| 4 羽ばたき (会員・賛助会員紹介) 高い意識と情熱に圧倒される 福田祐子

◎新しく賛助会員として入会させていただきました。横須賀市在住で、現在 24 歳になる重度の自閉症の息子の母です。NPO 法人横須賀の福祉を推める会に所属しております。 10 月に横須賀で、「親なき後は親あるうちに」というタイトルで「将来のためのあんしん

10万に傾須負で、「税なさ後は税めるりらに」といりタイトルで「将来のためのあんしん ノート」と引継ぎのための成年後見制度についての講演会を開催し、三人会の根岸さんに 講師を担当していただき(須田理事長同行)、それがご縁でこうして入会の運びになりま した。

横須賀は、障碍者のための成年後見制度については、横浜に比べると、だいぶ整備が遅れていて、あちこちで学習や利用しているケースはあるものの、まとまった活動には至っていないのが現状です。こちらでいろいろお話をお聞きしたり、メルマガを読ませていただいていますが、横浜市の制度はもちろん、何より権利擁護や成年後見に対する皆様の高い意識と情熱に圧倒される思いです。私自身もまだまだ勉強不足なので、他地区の情報はとても役立ちます。これから、もっと勉強させていただこうと思います。今後とも、よろしくお願いいたします。

横須賀の福祉を推める会 福田祐子

お | し | ら | せ | 曙 (三役会より)

▲11 月 12 日 (月)、厚生労働省が関わる地域生活支援計画策定プロジェクト自治体研修会委員会に出席しました。政府が計画している生活支援戦略に関わる新たな生活困窮者支援体制整備のための計画策定の委員会です。席上福祉職 0B による NPO 法人立ち上げを報告したらとても注目されました。

▲11月16日(金)、須田、篠崎さん、根岸さんの三人でつばさの事務所の近くにある障がい者後見的支援室ほどがやゆめあんの活動報告会に出席しました。当事者の親御さんたちがあんしんキーパーの見守り活動に期待を寄せていることが分りました。

▲11 月 18 日 (日)、横浜ラポールで行われた本年度の「将来にわたるあんしん施策」の 説明会に出席しました。28 に及ぶ事業の説明がありました。後見的支援事業では、先行 4 区で登録者は226 人、あんしんキーパーは663 人になっているそうです。

▲ 賛助会員の福田さんは、横須賀の鴨居に住んでいます。私は緑区鴨居です。北海道の釧路湿原には、鶴居というところがあります。ただそれだけです。

▲11 月 21 日、つばさのパンフレットの在庫が無くなりましたが山吹(正覚寺)さんがカ



ラー増刷して届けてくれました。事務所のパソコンも印刷機も正覚寺さんの寄贈です。

▲前号のスーパーモデルの記事に出てくるヘルパーさんには、この 10 月から介護保険外の 事業として特別養護老人ホームへ定期訪問してもらっています。施設の行事に合わせた訪問も予定しています。

▲旭区の某特別養護老人ホームで一緒に理事をしている社会保険労務士の方から、遅れば せながら社会保険労務士会でも成年後見制度の勉強を始めたのでよろしくと挨拶されまし た。協力しますと応じておきました。

▲12月1日(土)、新宿区社協主催の成年後見制度普及イベントに行ってきました。寸劇、講談、パネルトーク、ミニ講座、交流コーナーと様々な手法で成年後見制度を伝えていました。展示ブースや販売ブースもあり、幟も立って成年後見祭でした。私は、長野県佐久からきた3名に合流しました。来年2月22日(金)の佐久広域後見支援センター発足記念に講談師:神田織音さんの登場が決定したからです。この日は中区研修会の予定を組みましたが、これから日程調整し、横浜からも出向きたいと思っています。

▲12月2日(日)、東大の安田講堂で行われた第2回市民後見全国大会に出席しました。 要介護認定に模した要後見認定の発想があったので、思いつきですが市町村による「後見計画」策定を提案しておきました。蛇足ですが、今新たな生活困窮者支援でも「地域生活支援計画」策定が検討されています。

これは行政計画ですから、司法との関係があるなら「後見支援計画」にすればいいのです。根拠法を整備しないと出来ませんが、新法か社会福祉法第 107 条の地域福祉計画の手直しでできるのではないか。その先には、公的な実施機関の設立です。行政に後見課がなければいけないのかもしれません。後見制度を社会保障の制度に組み替える必要もあります。きっと公的後見制度の議論が始まると思います。

■■■■発行元■■■■

₹240-0006

横浜市保土ヶ谷区星川2丁目9-1 竹内アパート2階

特定非営利活動法人 よこはま成年後見 つばさ 広報委員会

携帯電話 090-2422-6646 (担当 篠崎)

E-mail :ysuda@apple.email.ne.jp

URL : http://www.ne.jp/asahi/suda/yuki/index2.html

Copyright (C) 2012 特定非営利活動法人 よこはま後見 つばさ

